

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉学園ホール）

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立大泉学園ホールの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

財団法人練馬区文化振興協会

(2) 所在地

東京都練馬区練馬一丁目 17 番 37 号

(3) 代表者

理事長 駒田 文彦

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで（2 年間）

4 選定の経過

平成 17 年 3 月 22 日	第 1 回指定管理者選定検討部会 （制度導入までの日程・検討事項について）
6 月 6 日	第 2 回指定管理者選定検討部会 （業務の範囲、財団法人練馬区文化振興協会を候補者とした理由、評価基準、指定の期間の検討）
6 月 22 日	財団法人練馬区文化振興協会に説明
7 月 15 日	経営診断委託
7 月 25 日	財団法人練馬区文化振興協会の企画・提案書受付
8 月 19 日	第 3 回指定管理者選定検討部会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、評価・採点）

8月30日 練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者候補決定

10月21日 第三回練馬区議会定例会  
(練馬区立大泉学園ホール条例改正案議決)

## 5 選定の理由

財団法人練馬区文化振興協会の企画・提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立大泉学園ホールを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(評価結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定検討部会では、第3回に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

- (1) 同協会には「財団法人練馬区文化振興協会個人情報保護に関する規程」および「財団法人練馬区文化振興協会情報公開規程」があり、団体の透明性・公正性が確保されていること。
- (2) 職員に対する労働基準法および関係法令、協会が定める各種規程に基づいた運用を行っていること。また、役員構成も適正であり、理事会・評議会とも定期的に開催され、団体運営における法令等が遵守されていること。
- (3) 同協会が本施設の管理運営を行っている平成14年2月から現在に至るまで、大きなトラブルもなく、しかも、それに慢心することなく、「日常的管理」「お客様対応」「危機管理」等の項目別マニュアルの作成を進め、より一層のサービス向上に努めていること。
- (4) 区民の文化芸術振興と自主的な文化活動の促進のために、区民ニーズを的確に把握した事業運営を進めていく方向が示されており、受託への熱意・意欲があること。
- (5) 施設内の日常的な点検業務や消防設備等の念入りな保守点検、施設ビル全体の消防計画に基づいた職員等への防災教育・訓練の実施により安全の確保に努めるとともに、施設内の怪我等の事故についても区への報告を含めた救護措置が示されていること。
- (6) 利用者のニーズに対応するために、協会機関紙である会報に「会員のコーナー」

を新たに設け、その意見を事業に反映させていくこととしていること。

- (7) 利用者等の人権に対する姿勢や職員の接遇に対する取組において、具体的な研修等が示されていること。
- (8) 防災教育、職場研修、区実施の研修への参加および指定の制服や名札の着用による清潔感と責任を持った職務の遂行を図るなど、職員の育成に積極的であること。
- (9) 団体の基本理念・姿勢が明文化されていること。また、こうした協会の基本理念・経営理念等について、平成 18 年度から開設を予定している協会のホームページ等を通じて利用者に積極的に P R を図ることが計画されていること。
- (10) 再委託の指名に際し、区内事業者の優先策を講じていること。また、物品購入に関しても、引続き区内事業者からの調達を基本に取り組むこととされていること。
- (11) 同協会は、今後の区の文化芸術の基本的方向を示す「練馬区文化芸術振興条例」および「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」にあわせて「財団法人練馬区文化振興協会の方向性について」を策定しており、新たな区民の文化芸術振興を推進するための施設運営が期待できること。また、新たな視点に立った事業が計画されており、区の文化芸術振興施策に沿った運営が期待できること。

問い合わせ先

練馬区区民生活事業本部区民部地域振興課文化振興係

担当 枚田 電話 03(3993)1111 内線 7341 F A X 03(3557)1351

## 指定管理者(財団法人練馬区文化振興協会)の評価結果(練馬区立大泉学園ホール)

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	5点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	5点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	5点
<b>5 効率的運営・効率化への取組み</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	10点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応(接遇を含む)</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	5点
<b>12 区内事業者・区民雇用の促進</b> (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
<b>13 区の文化芸術振興施策に沿った運営</b> (1) 区民が文化芸術を鑑賞する機会の充実を図る事業者である (2) 区民等が文化芸術活動を活発に行えるよう、活動の場の充実を図る	15点	15点
合 計	100点	89点